

放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

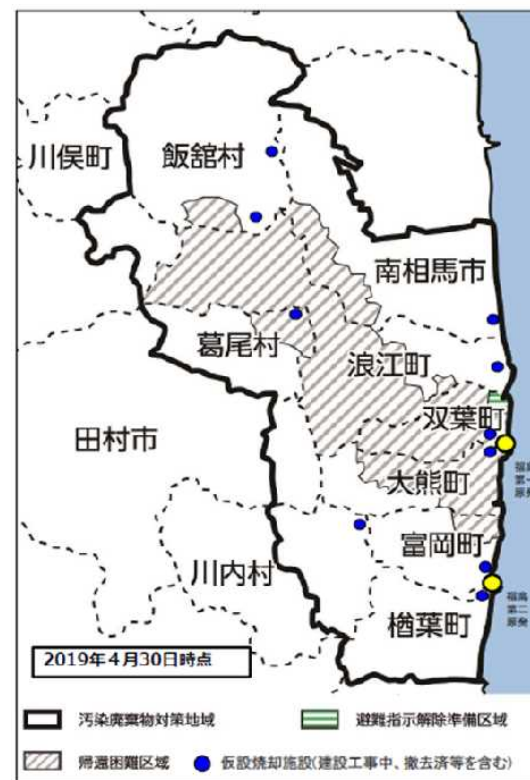
2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **163億円**
対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理等を行う。
- 指定廃棄物等の処理 **281億円**
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **575億円**
既存管理型処分場を活用し、県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物等の処理 **35億円**
農林業系廃棄物処理等に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **5億円**
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理・埋立処分）
直接補助事業（農林業系廃棄物等・廃棄物処理施設モニタリング）
- 実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



浪江町
仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分場



農林業系廃棄物（稲わら、牧草等）